

2026（令和8）年度 東京弁護士会会費のご案内

1. 個人会費（納付期限：毎月15日）

（1）一般会費（2026年4月～2027年3月）

当会及び日本弁護士連合会の会費です。

修習期	対象月	東弁会費	日弁連会費	日弁連特別会費	月額合計	年間額合計
73期以前の会員	4月～3月	16,000円	10,200円	2,100円	28,300円	339,600円
74期会員	4月～3月	12,500円	10,200円	2,100円	24,800円	297,600円
75期会員	4月～11月	7,500円	10,200円	2,100円	19,800円	257,600円
	12月～3月	12,500円	10,200円	2,100円	24,800円	
76期会員	4月～11月	2,500円	10,200円	2,100円	14,800円	197,600円
	12月～3月	7,500円	10,200円	2,100円	19,800円	
77期会員	4月～2月	2,500円	5,100円	2,100円	9,700円	121,500円
	3月	2,500円	10,200円	2,100円	14,800円	
78期会員※	4月～8月	0円	5,100円	2,100円	7,200円	103,900円
	9月～3月	2,500円	5,100円	2,100円	9,700円	
外国特別会員	4月～3月	16,000円	9,750円	0円	25,750円	309,000円

※78期会員は、司法修習修了月（2026年3月）から数えて6か月間（2026年3月～2026年8月）においては、東弁会費の納付を要さないため、東弁会費納付開始時期は、2026年9月からとなります。なお、日弁連会費及び日弁連特別会費については、入会月（入会日の属する月）より納付いただくこととなります。

（2）新会館臨時会費

弁護士会館（霞が関）の維持管理に充てるため納付いただく会費です。

2003年4月1日から2018年3月31日の間に入会された会員は入会日に応じて40～130万円の会館臨時会費を一括又は分割にて上記一般会費に加えて納付いただいております。2018年4月1日以降に入会した会員は、「新会館臨時会費を徴収する件」の決議により新会館臨時会費を納付いただく必要はございません。

◎ 外国特別会員 ⇒ 2003年4月1日から2018年3月31日の間に入会された会員は入会日に応じた会費額を月額1万円ずつ納付いただいております。2018年4月1日以降に入会した会員は、「外国法事務弁護士特別会員より新会館臨時会費を徴収する件」の決議により新会館臨時会費を納付いただく必要はございません。

2. 法人会費（納付期限：毎月25日）

（1）弁護士法人会費・外国法事務弁護士法人会費

弁護士法人が納付する当会及び日本弁護士連合会の会費です。会費額は弁護士法人の社員数に応じて決定いたします。

当会に従たる事務所のみが存在する弁護士法人の場合は、東弁会費のみを納付いただきます。

外国法事務弁護士法人の場合は、日弁連特別会費を除いた会費額（東弁会費＋日弁連会費）を納付いただきます。

社員数 ※1	東弁会費	日弁連会費	日弁連特別会費	月額合計
社員1人	8,000円	2,040円	420円	10,460円
社員2～10人	8,000円	5,100円	1,050円	14,150円
社員11人以上	16,000円	10,200円	2,100円	28,300円

※1 社員数の基準…原則、毎年1月1日現在の社員数。社員数には、当会に所属しない社員も含む。

（2）弁護士・外国法事務弁護士共同法人会費

弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」といいます。）が納付する当会及び日本弁護士連合会の会費です。会費額は共同法人の社員数に応じて決定いたします。当会に従たる事務所のみが存在する共同法人の場合は、東弁会費のみを納付いただきます。

社員数 ※1	弁護士である社員	東弁会費	日弁連会費	日弁連特別会費	月額合計
社員2～10人	1人	8,000円	5,100円	420円	13,520円
	2～10人	8,000円	5,100円	1,050円	14,150円
社員11人以上	1人	16,000円	10,200円	420円	26,620円
	2～10人	16,000円	10,200円	1,050円	27,250円
	11人以上	16,000円	10,200円	2,100円	28,300円

※1 社員数の基準…原則、毎年1月1日現在の社員数。社員数には、当会に所属しない社員も含む。

* 問い合わせ先：財務課 TEL. 03-3581-2208